

熊本市スマート農業加速化事業実施要綱

制定 令和2年3月25日市長決裁

改正 令和3年2月24日市長決裁

令和4年2月21日農業支援課長決裁

(趣旨)

第1条 本事業は、本市における農業従事者の高齢化等に伴う生産・経営技術の格差拡大や労働力不足、過重労働等の課題解決並びに農業経営の安定化を図ることを目的として、農業者や農業者団体等が自ら行うICTやAI、ロボット技術等の先端技術を活用したスマート農業技術の導入の取組に対し支援を行うもの。

(事業実施)

第2条 本事業の実施については、予算の範囲内において、補助金等を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるもののほか、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(事業実施主体)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「事業実施主体」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 認定農業者（市域に住所を有しているもの）
 - (2) 農業協同組合（市域に住所を有している農業者を組合員に含むもの）
 - (3) 農業者が組織する団体（構成員が3戸以上であり、かつ市域に住所を有している農業者が構成員の過半を占めるもの）
- 2 農業者については、経営耕地面積が30a以上又は1年間における農産物販売金額が50万円以上である者とする。

(事業の内容)

第4条 本事業は、次に掲げるものにより構成されるものとし、各事業の内容、事業実施主体、補助対象経費、採択基準及びその補助率等は、別表のとおりとする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた金額とする。

- (1) スマート農業推進事業
- (2) スマート農業整備事業
- (3) スマート農業整備事業（共同利用機械）

2 同一内容の事業について、国や県、市町村が助成する他の制度と補助対象経費が重複する事業は、本事業の補助金の交付を受けることができないものとする。

(対象地域)

第5条 前条第1項(2)及び(3)に定める事業の主たる受益地は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第2項に基づく農業振興地域とする。ただし、継続的営農であり、かつ、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定による補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) その他市長が必要と認める事項

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第7条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、次に掲げるもの以外のものとする。

- (1) 施工箇所又は設置場所の変更
- (2) 事業費の20%を超える増額又は減額（ただし、補助金額の変更がない場合は、この限りでない。）

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、事業実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第1号を準用する。）
- (2) その他市長が必要と認める事項

(財産の処分の制限)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の

完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する財産については、その処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める期間をいう。）内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

事業一覧表

I 推進事業

事業名	事業実施主体	補助対象経費 (消費税相当額を除く)	左の説明	採択要件	補助率
1. スマート農業推進事業	農業協同組合 農業者が組織する団体	スマート農業技術の導入に向けた調査、研修等に要する経費	調査研修経費（取組事例の視察、研修、講演会、検討会の開催経費等）	①取組事例の調査は、事業対象者がスマート農業技術を導入するために、必要かつ効果的な内容であること。 ②補助は、1事業対象者につき年間1回限りとする。	1／2以内、補助額の上限を、300千円とする。

II 整備事業

事業名	事業実施主体	補助対象経費 (消費税相当額を除く)	左の説明	採択要件	補助率
1. スマート農業整備事業	農業協同組合 農業者が組織する団体 認定農業者	ロボット・ICT・AI等を活用した農業施設等の導入に対する経費	圃場管理システム、施設園芸における環境制御装置、畜産における個体管理装置、ICTを使用した鳥獣捕獲檻監視システム、アシストスーツ等	導入する施設等は、農林水産省「スマート農業技術カタログ（耕種農業・畜産）」に掲載されている技術を活用したもの又はそれと同等と認められるものであること。	1／2以内、受益者1戸の補助額の上限を2,000千円とする。
2. スマート農業整備事業（共同利用機械）	農業協同組合 農業者が組織する団体	共同利用を目的としたロボット・ICT・AI等を活用した農業機械の導入に対する経費	リモコン式自走草刈り機、自動操舵システム、GPSガイダンスシステム、自動運転システム等を搭載した作業機械（播種機、移植機、乗用管理機、防除機、コンバイン、ドローン等）	①導入する機械は、農林水産省「スマート農業技術カタログ（耕種農業・畜産）」に掲載されている技術を活用したもの又はそれと同等と認められるものであること。 ②受益農家は3戸以上であること。	1／2以内、補助額の上限を5,000千円とする。

III 市長特認

事業名	事業実施主体	補助対象経費	左の説明	採択要件	補助率
その都度決定する。	その都度決定する。	その都度決定する。	その都度決定する。	その都度決定する。	その都度決定する。

区	受付番号

熊本市スマート農業加速化事業計画書（事業実績書）

1 申請者（事業実施主体）（該当する事業実施主体区分に✓を記入。）

氏名（名称） （代表者）		電話番号	
住 所	〒 熊本市		
事業実施主体区分	☐ 農業協同組合 ☐ 農業者が組織する団体 ☐ 認定農業者		

2 事業名（該当する事業名に✓を記入。また整備事業の場合は、対象地域に✓を記入。）

推進事業	☐ スマート農業推進事業
整備事業	☐ スマート農業整備事業 ☐ スマート農業整備事業（共同利用機械） 【対象地域】 ☐ 農業振興地域 ☐ その他

3 事業の計画

現状の説明・ 課題及び事業 の目的						
事業 の 内 容	期待され る効果 （効果の 検証）	具体的 な目標	項 目	現 状	目 標	（実 績）
	事業量					
	実施箇所					
対象品目 受益面積等						
事 業 費	総事業費	補助対象事業費	市補助金	自己資金		
	円	円	円	円		

4 事業実施期間（工期）

着手（予定）	年 月 日	完了（予定）	年 月 日
--------	-------------	--------	-------------

5 添付資料（実績の場合は不要）

- 1 見積書等事業費の積算がわかる資料、規模決定根拠がわかる資料
- 2 カタログ、現況が分かる写真等
- 3 事業実施箇所の位置図、平面図、断面図、構造図等
- 4 農業者が組織する団体の場合は、構成員の名簿、規約・定款等の写し
- 5 その他必要と認める資料

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者 住 所
名 称
代表者 印

事業実績報告書

年 月 日付け 発第 号の交付決定通知に基づき、 年度熊本市スマート農業加速化事業を実施したので、熊本市スマート農業加速化事業実施要綱第8条の規定により関係書類を添えてその実績を報告します。

記

別添書類

- 1 事業実績書
- 2 その他市長が必要と認める事項